

令和4年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和4年度化学物質審議会第4回安全対策部会、第231回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和5年1月17日	資料1-2

各審議会における報告（案）について

○化学物質審議会安全対策部会

- ・「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名P F H x S）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなくてはならない当該化学物質が使用されている製品の指定について（案）

○中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次報告案）

「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 P F H x S）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなくてはならない当該化学物質が使用されている製品の指定について（案）

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

（1）「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 P F H x S）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 P F H x S）又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤・金属の加工に使用するエッチング剤・メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物・はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤・半導体の製造に使用する反射防止剤・半導体の製造に使用するエッチング剤・半導体用のレジスト
ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤・金属の加工に使用するエッチング剤・メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地

	<ul style="list-style-type: none"> ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・半導体の製造に使用する反射防止剤 ・半導体の製造に使用するエッチング剤 ・半導体用のレジスト
--	---

(2) 「ペルフルオロ (ヘキサン-1-スルホン酸) (別名 P F H x S) 又はその塩」及び「ペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。) 又はその塩」について、法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品は、以下のとおり。

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロ (ヘキサン-1-スルホン酸) (別名 P F H x S) 又はその塩	・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。) 又はその塩	・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次報告案)

令和5年1月17日

第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会¹において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第2条第2項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された化学物質について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

なお、現時点で実態が不明な点については、パブリックコメント等により、新たな実態が判明した場合、追加的に措置を講じることについても検討すべきである。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第24条）

下表に示す化学物質が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、当該化学物質が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤・ 金属の加工に使用するエッティング剤・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤・ 半導体の製造に使用する反射防止剤・ 半導体の製造に使用するエッティング剤・ 半導体用のレジスト

¹ 令和4年度度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第222回審査部会との合同会合

<p>ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッティング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッティング剤 ・ 半導体用のレジスト
---	---

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第25条）

ペルフルオロ（ヘキサン-1-ースルホン酸）（別名PFHxS）又はその塩及びペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩については、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においては製造、輸入等の実績が認められないことから、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならぬ製品について（法第28条第2項）

環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第一種特定化学物質が使用されている場合は、取扱事業者に技術上の指針への適合義務や表示義務を課すことが適当である。

第一種特定化学物質	製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-ースルホン酸）（別名PFHxS）又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 製品についての表現の仕方は今後変更があり得る。